

特殊詐欺被害に遭わないために

弁護士 伊吹 健人



1 特殊詐欺被害の現状

特殊詐欺とは、不特定の人に対して、対面することなく、電話、FAX、メール等を使って金銭等をだまし取る詐欺です。

大きく分けて、振り込み詐欺とそれ以外の特殊詐欺があります。振り込み詐欺には、代表的なオレオレ詐欺や還付金等詐欺のほか、架空請求詐欺や融資保証金詐欺（融資するとの虚偽説明をして保証金等の名目で金銭等をだまし取る。）があります。それ以外の特殊詐欺としては、金融商品等取引名目（架空会社や対価ほど価値のない有価証券等）、ギャンブル必勝情報提供名目、異性との交際あっせん名目の特殊詐欺等があります。

警察庁の統計によれば、平成28年の特殊詐欺の被害総額は約406.3億円、認知件数は約1万4151件となっています*1。また、消費者庁の統計によれば、詐欺的な手口1件あたりの平均被害額（平成27年のもの）は、全体平均で131万円、65歳以上に関するものは396万円となっています*2。

本稿では、このような特殊詐欺から身を守る方法をご紹介します。ご自身だけでなく、ご家族、ご友人、ご近所の方々の被害を予防するためにも参考にいただければ幸いです。

2 個人でできる予防法

(1) 心がけ

「自分や自分の周りの人は騙されない」あるいは「特殊詐欺は一部の高齢者だけが被害に遭うもの」と思っていないでしょうか。

しかし、特殊詐欺は人間の心理を巧妙に利用して行われます。どんな人にもだまされる危険があるのです。実際に、振り込み詐欺の被害に遭った方の多くが「振り込み詐欺を知っていた」「被害に遭うとは思っていなかった」と考えていたとも言われています。また、高齢者の被害が目立つのは、資産を保有し、自宅にいることの多い高齢者をターゲットとして手口が巧妙化した結果であるとも考えられています。実際、最近では、ビジネスマンを狙って、役員や取引先になりすまして虚偽の送金指示をする「ビジネスメール詐欺」の被害も発生しています。

いつ特殊詐欺のターゲットにされるかわからないという心がけが大切です。

(2) 最新の手口を知る

詐欺の被害に遭わないためには、「これは詐欺かも知れない。」と気付くアンテナが何より大事です。

詐欺の手口に関する情報は、報道のほか、警察庁、消費者庁、国民生活センター等のウェブページでも入手できます。また、電子メールで情報を知らせるサービスとして、国民生活センターの「見守り新鮮情報メールマガジン」や各地方の警察で犯罪発生情報等をメール通知す

る取組みをしているところがあります。

(3) 予防ツールを使う

電話での詐欺被害の予防ツールとして、①留守番電話機能を在宅中でも設定することや、番号表示サービスの利用により、知らない人からの電話には出ないようにすることのほか、②迷惑電話対策機器の活用（電話着信時に、「振り込み詐欺等による被害防止のために会話内容が自動的に録音されます」等の自動応答メッセージを流し、通話内容を録音する装置や、全国の警察等が把握した特殊詐欺の犯行に使用された電話番号等からの着信を自動で拒否する装置等が市販されています。）等が挙げられます。

(4) 詐欺と疑われる電話や手紙、メール等が来たら

「ATMで還付金を支払う」「現金を送れ」「電子マネーの番号を教えろ」等を内容とするものは詐欺である可能性が高いです。家族や役所、警察、金融機関等を名乗る場合には、実際に各所に確認しましょう。

また、一度そのような電話やメールが来た場合、詐欺者に個人情報把握されている可能性がありますので、電話番号等の変更や、上記予防ツールやセキュリティ対策の導入を検討しましょう。

3 地域の取組み

地域ごとに、福祉関係の機関・団体と連携し、高齢の方々の見守りネットワークが構築されているところもあります。

また、企業の取組みとして、コンビニや金融機関の窓口・ATMでの声掛けや、最近では、一部の金融機関で、一定期間以上ATMで振り込み実績がない高齢の預金者の振込限度額を0円に設定すること等も行われています。

さらに、最近では、ATM等で、一般の方々からの声掛けによって詐欺被害が防止されたケースが増えているとの報道もなされています。

4 通報・相談窓口

被害に遭った、遭いそうになった場合、警察、消費生活センター（消費者ホットライン188番に電話すると、最寄りの窓口案内されます。）、弁護士会、法テラス等が窓口です。通報・相談が早いほど、被害回復の可能性が高まりますし、新たな被害の予防にも役立ちます。

なお、最近、詐欺被害に遭った方が、消費生活センターを名乗った者やトラブル解決をうたう探偵業者等から二次被害に遭うケースが発生していますので、注意が必要です。

*1 警察庁ホームページ「振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺の被害状況」
https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm

*2 消費者庁「平成28年版消費者白書」
http://www.caa.go.jp/adjustments/index_15.html